**スタートアップについて【製造販売後臨床試験】**

1. **実施予定日**
契約締結後（IRB開催月翌月1日）～

依頼者による医師及び治験コーディネート部門との日程調整

**2.実施当日**
依頼者、治験責任（分担）医師、臨床研究支援センタースタッフとの打ち合わせを行います。
＜議事詳細＞

* + 費用面の最終確認
	+ 依頼者による簡潔な治験概要及び実施計画の説明
	+ 実施計画等における質疑応答
	+ CRC支援内容・説明用パネル・処方オーダー等の確認
	+ 治験薬払い出し等の確認
	+ その他協議事項

**3.議事録の提出**

スタートアップ終了後、1週間以内に以下の部門へE-Mailにて提出してください。

→ 治験コーディネート部門

担当CRCが内容を確認後、以下の部署にE-Mailにて提出してください。

→ 治験薬管理部門・医療支援課医療支援係

**4.治験薬搬入**
契約締結後、治験薬管理部門と日程調整を行い実施

**5.研究開始**
契約月の20日前後から（研究経費納付日期限）